

令和3年度 京都府障害のある人もない人も共に安心して いきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会 開催概要

- 1 開催日時 令和4年3月15日(火) 10:00~11:30
- 2 場所 京都府公館 第5会議室
- 3 出席者 別途記載のとおり
- 4 内容

■議題(1) 令和2年度の取組状況について

府障害者支援課から説明(資料1~4)

<資料1: 本協議会の概要>

<資料2: 令和2年度の取組状況について>

- ・令和2年度は前年度からの継続を含めて95件の相談があり、年度中の終結は93件。例年の傾向ではあるが、福祉分野、商品販売・サービス提供分野、労働・雇用分野の相談が多かった。
- ・93件のうち特定相談に該当する相談として最も多かったものは、合理的配慮の提供に関するもの。特定相談に該当しないものとしては、制度に関する要望や苦情、問い合わせ、生活支援に関する相談など。
- ・視覚障害・知的障害のある方からの相談が増加傾向にある。

<資料3: 京都府への相談事例について>

- ・令和3年度の相談件数は、1月末時点では前年比156.9%程度となっており、増加傾向。

<資料4: 差別解消事例集について>

- ・市と共同して2年をかけて、府版としては、85事例を掲載することにより、障害者、支援者、事業者等の手引きとして広く利用してもらうことを目的として作成した。

主な質疑・意見交換等

- 資料2に関連して、精神障害者からの相談が全体の3割あるが、精神障害等に対応できる第3号の地域相談員が不在の地域が半分以上あり、どのように対応していくかが課題。
- 事例集については、丁寧な対応がわかりとても良い。ただし、関連機関に繋いで終わっているケースについて、その後の結果がどうなったのか、モニタリングを更に充実させて欲しい。
- 事例集について、どのように活用していくか。労働・雇用の事案もあるので、参考にしたい。
- アクセシビリティが重要なので、事例集を事業所にどのように利用してもらうかも課題。
- モニタリングがやはり重要である。

■議題(2) 障害者差別解消法の改正について(情報提供)

府障害者支援課から説明(資料5)

- ・府条例についても法改正に伴い、当事者団体、事業者団体、学識経験者等幅広く意見を聴く中で検討を進めたいと考えている。今後、具体的な改正の作業について、国における法施行に向けた動向も参考にしながら議論を進めていく。なお、国の基本指針の改定は、当初令和4年夏頃を予

定されていたが、令和4年度中に作成されることとなった。

- ・改正の概要の5点目には、事例等の収集、整理及び提供の強化とあるが、府市共同で作成した事例集はそれに先立って作成したもの。
- ・今後は事業者からの相談が想定されるが、対応していく。

主な質疑・意見交換等

○民間事業者への周知は不足していないか。

○福祉関係者への周知は十分か。事例集の活用方法として、自立支援協議会等でも勉強会に使用してもらうことや大学において社会福祉士の演習で教材として使用することもできると思う。

○事例集の配付先に府立高校もあるが、福祉教育は系統性が大事なので、高校等でも周知活動を拡げたい。

○マスクをできない障害者への事例の周知は有り難い。

○各団体での会議等においても法律改正や事例集について紹介していきたい。

■議題（3）その他

- ・コロナ禍ならではの課題や対応等情報共有や意見交換をお願いしたい。

主な質疑・意見交換等

○スポーツにおいては、マスクやフェイスシールドを用いて対応しているが、スポーツを気持ち良くできるようにとの思いで活動している。特化した研修も組んでいきたい。障害は一括りにされがちだが、種別も多様なので個別の対応が必要である。

○毎年300人規模のフェアをしているが、この2年はできていない。ネット配信等での対応を検討している。

○教育の立場から、企業との話し合いの機会には障害に対する理解を求めているが、今後はさらに就労における合理的配慮への理解を求めていきたい。

○小規模の企業に対する合理的配慮の義務化の周知が課題。障害者雇用も、お客様としての障害者に対する対応も両方の側面を伝えていかなければならない。

○今年度も、京都府身体障害者団体連合会と京都市身体障害者団体連合会で、京都府タクシー協会との意見交換を行った。障害者と事業者が理解し合うことが重要である。また、コロナ禍でも工夫した取り組みを進めた例として、京都府視覚障害者協会の第54回白杖デーがある。Youtubeで動画を作成し、公開している。

以上